

掛川市立東山口小学校 いじめ防止基本方針

平成26年 8月策定

1 いじめに対する基本認識

(1) いじめの定義

友達関係や同じクラス・学年・学校など、一定の人間関係にある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的・身体的な苦痛を感じているものをいう。

いじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子どもの立場に立ってとらえる。

いじめには様々な態様があるため、判断する際には、苦痛を表現できなかつたり、本人が気付いていなかったりする場合も考えて、状況をしっかりと確認し分析することが重要になる。

(2) いじめに対する基本的な考え方

「いじめはどの学校、どの学級、どの児童にも起こりうる」という認識を持ち、いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、全職員で共有する。そして、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に努める。

ア 「いじめは人として絶対に許されない」ことを、教育活動全体を通して指導する。

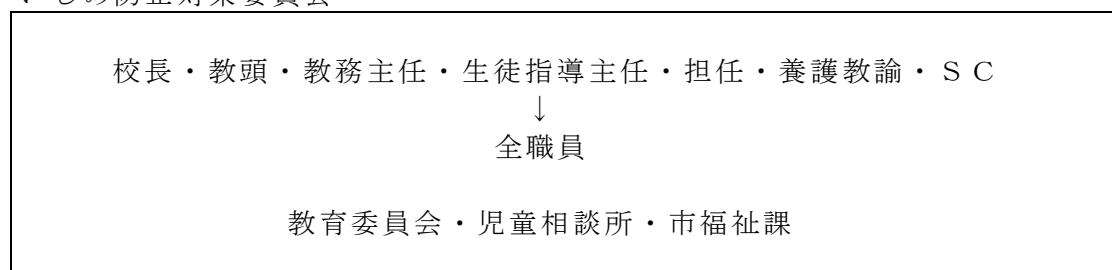
イ いじめられている児童の立場に立ち、徹底して守り通す。

ウ いじめの態勢を認識し、継続して十分な注意を払い指導を行う。

エ 保護者との信頼関係を大切にし、地域や関係機関との連携・協力を努める。

2 学校におけるいじめ防止等の対策

(1) いじめ防止対策委員会



(2) いじめ防止等のための取り組み

① 支持的な学級づくりと子どもの人間関係の見とり

- ・ 授業、生活において、友達のよさを認め合う温かな学級をつくる。
- ・ 一人一人のよさを価値付け、自己肯定感を高める。
- ・ 特に休み時間の子ども同士の関わりをよく観察する。

② 道徳教育・人権教育の充実

- ・ 思いやりの心、人権尊重の心を育てる。
- ・ 命を大切にする心を育てる。

③ たてわり活動

- ・ 1年生から6年生のたてわり班を構成し、年間を通して活動することで、リーダー性を育てると共に、互いに思いやりを持って行動する心を育てる。

- ④ アンケートによる情報収集・実態把握
 - ・ステージごとの子ども、保護者からの評価アンケートを生かし対応する。
 - ・年間2回の「心アンケート」により、個の思いを把握し対応する。
- ⑤ 生徒指導全体会（4月・7月・3月）
 - ・子どもを全職員で共通理解し、見守っていく。
- ⑥ 相談体制の充実
 - ・子育て相談（6・9・12月）、個別面談（7月）、SCの定期来校、その他、いつでも気軽に相談ができるよう呼び掛ける。
- ⑦ 校内研修
 - ・SCを招いていじめに関する研修（8月）
- ⑧ 地域との連携
 - ・学校評議員会（年3回）、民生委員と語る会（年1回）において、授業参観を通して児童の実態をとらえ、教育活動やいじめ防止に関して意見をを得る。

3 いじめへの対応

（1） 早期解消に向けて

- ① いじめに関わる相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- ② いじめの情報を得た場合はすぐに「いじめ防止対策委員会」を開き、対応策を話し合う。また、全職員に伝え協力を求める。いじめの内容や対応については正確な記録を残す。
- ③ いじめられている児童やその保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行い、学級担任だけで抱え込まないように学校全体で組織的に対応する。
- ④ いじめを受けた児童が安心して教育活動を続けられるよう、保護者と連携を図りながら進めるとともに、必要に応じて別室において学習を行う措置等を講じる。
- ⑤ 犯罪行為、生命に関わる事案など緊急を要する場合は、教育委員会、児童相談所、市の福祉課、掛川警察署にも報告をし、連携して対応に当たる。

（2） 諸機関との連携

いじめが発生した場合、本校の「いじめ防止対策委員会」を中心に対応を進めていくが、いじめの実態に応じて他の諸機関とも連携して対応する場合もある。その場合は、「掛川市いじめ防止基本方針」に基づき、迅速に情報を共有し合い協力して対応に当たる。

掛川市教育委員会	0 5 3 7 - 2 1 - 1 1 5 6
西部児童相談所	0 5 3 8 - 3 7 - 2 8 5 4
掛川市役所福祉課	0 5 3 7 - 2 1 - 1 1 4 4
掛川警察署	0 5 3 7 - 2 2 - 0 1 1 0